



詳細は所轄のハローワーク窓口までご確認ください。

2026年6月11日入学生 募集要項

厚生労働大臣指定 専門実践教育訓練給付制度対象講座

社会福祉士通信科 精神保健福祉士通信科

一般養成コース | 短期養成コース

スクーリング教室

NEW 上野駅前教室 NEW 品川駅前教室 東京駅前教室 新宿駅前教室
横浜駅前教室 川崎駅前教室 町田駅前教室 立川駅前教室



学校法人西田学園
アルファ医療福祉美容専門学校

社会福祉士通信科
精神保健福祉士通信科

メール入学相談



LINE入学相談



電話入学相談

042-729-1026

受付時間：平日8:30-17:30

1~3営業日程度でご回答いたします

学校法人西田学園
アルファ医療福祉美容専門学校
(2026年校名変更予定 現アルファ医療福祉専門学校)

日本ソーシャルワーク教育学校連盟・国際ソーシャルワーク学校連盟 加盟校

目 次

1. 募集学科	P.3
2. スクーリング教室一覧	P.4
3. 出願要件	P.5
4. 出願から学習開始までの流れ	P.6
5. 出願までの 4STEP	P.7
6. よくある Q & A	P.8
7. 社会福祉士通信科入学要件	P.10
8. 精神保健福祉士通信科入学要件	P.12
9. 学費	P.14
10. 学費支援制度（専門実践教育訓練給付制度）	P.16
11. 出願について	P.18
12. 郵送必要書類一覧	P.22
13. 相談援助業務の実務経験に関する資料	P.26
■実務経験（見込）証明書	
社会福祉士通信科 出願者用	P.29
精神保健福祉士通信科 出願者用	P.31
■相談援助業務一覧	
社会福祉士相談援助業務について	P.35
精神保健福祉士相談業務について	P.53

1. 募集学科

アルファ医療福祉美容専門学校 通信教育学科 方針（ポリシー）

通信教育学科 学科理念

社会人がこれまで培ってきた様々な経験を活かし、働きながらソーシャルワークの価値・専門知識・技術を身につけることができる教育環境を提供し、既存の福祉・医療サービスの枠にとらわれない新たな社会資源を創造することができる専門職の養成を通じて、人々のウェルビーイング^{※1}向上に寄与する。

※1 ウェルビーイング：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念

アドミッションポリシー（入学方針）

学校法人西田学園アルファ医療福祉美容専門学校 通信教育学科は、『自律から自立へ』の建学の精神に基づき、社会福祉士、精神保健福祉士資格を持つソーシャルワーク専門職を養成するため、以下を受入れの基本方針とする。

1. 本校が掲げる建学の精神である『自律から自立へ』に共感し本課程での学びを強く望む者
2. 入学後の修学と資格取得に必要な基礎学力と学習意欲を有する者
3. 通信課程の学習方法に鑑み自らの学習進度を把握した上で、定められた面接授業と現場実習にすべて出席し、期日までに課題を提出できる者
4. 社会福祉士または精神保健福祉士の国家資格を取得し、社会福祉の向上に寄与することを目的とする者

以上の基本方針に照らし、本校は本冊子における指定の選考方法により、総合的かつ公平な観点をもって審査にあたる。

ディプロマポリシー（修了認定方針）

通信教育学科では、本校が掲げる「建学の精神」に基づき、①人々の生活を支える高い倫理観の涵養、②ソーシャルワーク専門職に必要とされる知識と技術の修得およびそれを維持・向上する生涯学習を続ける態度・習慣の修得、③地域住民を含めた多職種多機関と連携し、ソーシャルワーク実践をおこなう協調性の修得、を教育理念とし、次の能力を身につけたと認められる学生に対し、修了認定を行う。

1. ソーシャルワーク専門職として高い倫理観を身につけている。
2. クライエントのもつ悩み・不安・苦痛等に共感する態度を身につけている。
3. ソーシャルワーク専門職として社会の発展に貢献する使命感と責任感を身につけている。
4. 基礎的なソーシャルワークの知識・技術を身につけている。
5. 生涯学習を続ける習慣・態度を身につけている。
6. ソーシャルワーク専門職としての役割と実践におけるチームワークの重要性を理解している。
7. 志を持つ後学を指導するとともに、自らも共に学ぶ態度を身につけている。
8. ソーシャルワーク専門職に必要な心身の調和ができる。

カリキュラムポリシー（教育課程方針）

アルファ医療福祉専門学校の「建学の精神」並び通信教育学科の「ディプロマポリシー」に基づき、以下の方針に則りカリキュラムを編成する。

1. 自宅学習では、学生にとって大切な社会活動と両立しながら、ソーシャルワーク専門職を目指すことができるよう、e-ラーニングシステムを活用した効率的かつ効果的な学習方法を重視する。
2. 対面授業では、多様な価値観や視点を体験的に学ぶことができるよう、アクティブラーニングを重視する。
3. 現場実習では、学生がソーシャルワーク専門職として必要な倫理観・行動規範を基盤とし、主体性を持って学ぶことを重視する。
4. ソーシャルワーク専門職に必要な価値・知識・技術を身につけられるように、現役ソーシャルワーカーから学ぶ機会を設ける。

■社会福祉士通信科

コース (定員)	学習期間	スクーリング教室	スクーリング日
一般養成コース (定員 700名)	1年6ヵ月 (2026年6月11日～2027年12月10日) ※2028年2月の国家試験受験が可能	NEW 上野駅前 品川駅前 東京駅前 新宿駅前 横浜駅前 川崎駅前 町田駅前 立川駅前	日曜日
短期養成コース (定員 80名)	9ヵ月 (2026年6月11日～2027年3月10日) ※2027年2月の国家試験受験が可能	横浜駅前 町田駅前 東京駅前	火曜日
		町田駅前	木曜日
		町田駅前	日曜日

■精神保健福祉士通信科

コース (定員)	学習期間	スクーリング教室	スクーリング日
一般養成コース (定員 300名)	1年7ヵ月 (2026年6月11日～2028年1月10日) ※2028年2月の国家試験受験が可能	NEW 上野駅前 東京駅前 新宿駅前 横浜駅前 川崎駅前 町田駅前 立川駅前	日曜日
短期養成コース (定員 360名)	9ヵ月 (2026年6月11日～2027年3月10日) ※2027年2月の国家試験受験が可能	上野駅前 東京駅前 新宿駅前 横浜駅前 川崎駅前 町田駅前 立川駅前	日曜日

注意事項

- 各学科の募集定員に達した時点で募集は終了となります。
- 出願時にいづれかひとつのコース・教室を選択していただきます（併願不可）。選考結果通知後のコースならびに教室変更はできません。
- 天災等の影響により、予定していた会場から変更になる場合がございます。
- 車いすをご利用の方、視聴覚に障害をお持ちの方は出願前にご相談ください。
- 入学者数が本校の定める基準に満たなかった場合、出願時に希望していたスクーリング教室から変更になる場合がございます。

2. スクーリング 教室一覧

すべての教室は
駅から徒歩5分以内

NEW 上野駅前教室

〒110-0015 東京都台東区東上野3-18-6
第一吉沢ビル3-8F

[主なアクセス]
上野駅入谷改札より徒歩2分



東京駅前教室

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-8-17
新横町ビル7F

[主なアクセス]
東京駅八重洲中央口より徒歩1分



新宿駅前教室

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-22-2

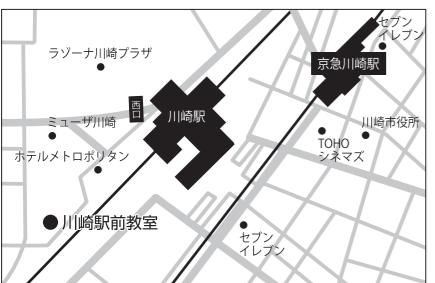
[主なアクセス]
新宿駅南口・西口より徒歩5分



川崎駅前教室

〒212-0014 神奈川県川崎市幸区大宮町1-5
カワサキデルタJR川崎タワーオフィス棟3階

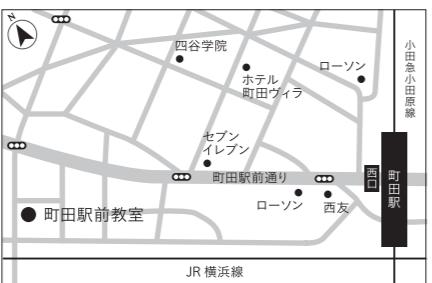
[主なアクセス]
川崎駅西口から徒歩3分



町田駅前教室

〒194-0022 東京都町田市森野1-7-10

[主なアクセス]
町田駅西口より徒歩5分



来校型入学説明会



参加申し込みは上記QRコードから

電話入学相談

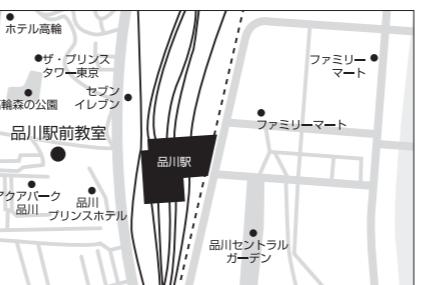
042-729-1026

[受付時間] 平日8:30-17:30

NEW 品川駅前教室

〒108-0074 東京都港区高輪4丁目10-8
京急第7ビル 2F-3F

[主なアクセス]
品川駅高輪口から徒歩3分



3. 出願要件

■出願資格

下記の要件をすべて満たす方が出願できます。

<p>1 各養成コースの入学要件に該当すること</p> <ul style="list-style-type: none">・社会福祉士通信科入学要件 ➔ 10 ページ・精神保健福祉士通信科入学要件 ➔ 12 ページ						
<p>2 以下の【入学対象地域】に居住もしくは勤務していること</p> <p>【入学対象地域】 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・静岡県・山梨県・愛知県・宮城県 山形県・福島県・新潟県・長野県・岐阜県・三重県</p> <p>※受験申込時点において、本校の対象地域である1都16県に在住していない方であっても、入学時に転勤・就職等で1都16県に居住する事が明らかな方は、本校が承認した場合のみ入学する事が出来ます。</p>						
<p>3 スマートフォン・パソコン・タブレット端末等の情報端末を有し、インターネット環境があること (e-ラーニングシステムを利用して学習をするため)</p> <p>修学に関わる通信費・Wi-Fi環境等の整備につきましては受講生のご負担となります。 パソコン等の貸し出しは行っておりません。予めご了承ください。</p> <p>【動作環境】</p> <table border="0"><tr><td style="width: 50%;"><パソコン></td><td style="width: 50%;"><スマートフォン・タブレット></td></tr><tr><td>■OS MicrosoftWindows10 以上 MacOSXv.10.9 以上</td><td>■ブラウザ MicrosoftEdge 最新版 GoogleChrome 最新版 AppleSafari 6.0 以降</td></tr><tr><td>iOS 14.0 以上 AndroidOS 8.0 以上</td><td>■OS GoogleChrome 最新版 AppleSafari 最新版</td></tr></table>	<パソコン>	<スマートフォン・タブレット>	■OS MicrosoftWindows10 以上 MacOSXv.10.9 以上	■ブラウザ MicrosoftEdge 最新版 GoogleChrome 最新版 AppleSafari 6.0 以降	iOS 14.0 以上 AndroidOS 8.0 以上	■OS GoogleChrome 最新版 AppleSafari 最新版
<パソコン>	<スマートフォン・タブレット>					
■OS MicrosoftWindows10 以上 MacOSXv.10.9 以上	■ブラウザ MicrosoftEdge 最新版 GoogleChrome 最新版 AppleSafari 6.0 以降					
iOS 14.0 以上 AndroidOS 8.0 以上	■OS GoogleChrome 最新版 AppleSafari 最新版					
<p>4 スクーリングに出席がであること</p> <p>各学科・コースのスクーリング教室一覧は3ページを確認してください。</p>						
<p>5 現場実習(必要者のみ)の履修ができること</p> <p>現場実習の配属地域は、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県・茨城県のいずれかとなります。 また、各希望学科ごとに下記の要件を満たす必要があります。 ※現場実習免除の要件については、「入学要件」のページをご確認ください。</p> <p>【社会福祉士通信科】</p> <ul style="list-style-type: none">・福祉施設実習(8日間) 平日2日以上/週(毎週実施が必要)・福祉施設実習(24日間) 平日2日以上/週(毎週実施が必要) <p>【精神保健福祉士通信科】</p> <ul style="list-style-type: none">・福祉施設実習(16日間) 平日2日以上/週(毎週実施が必要)・医療機関実習(12日間) 平日かつ連続日程で実施ができること <p>※受け入れ施設の事情等により、ご希望通りになるとは限りません。 ※福祉施設はご自宅から90分圏内、医療機関はご自宅から120分圏内で配属を行います。</p>						

4. 出願から学習開始までの流れ

■出願から学習開始までの流れ

①募集要項・入学要件等の確認

■社会福祉士通信科入学要件 → 10 ページ

■精神保健福祉士通信科入学要件 → 12 ページ

②出願の手続き

■出願の手順 → 20~21 ページ

③選考

■選考方法 → 18~19 ページ

④選考結果・入学手続きの案内

選考結果は出願手続き完了から 2 週間程度で、インターネット出願のマイページ上にて通知いたします。
合格者には、学費納入案内をお送りします。

⑤学費の振り込み

■学費 → 14 ページ

⑥教材購入

教材の購入手続きについては、2026年3月以降順次ご案内いたします。

⑦学習開始

2026 年 6 月 11 日開講・学習開始となります。
なお、入学式等のイベントはございません。

5. 出願までの 4 STEP

■出願までの 4 STEP

STEP01 | 一般養成・短期養成コースのどちらの入学要件に該当するのか確認する

本校のような社会福祉士・精神保健福祉士の養成施設には、各コースに入学要件が定められており、要件を満たしたコースに出願いただくことができます。

希望のコースの入学要件を満たしているかどうか出願前に必ずご確認ください。

■社会福祉士通信科入学要件 → 10 ~ 11 ページ

■精神保健福祉士通信科入学要件 → 12 ~ 13 ページ

STEP02 | 現場実習の免除について確認をする

2026 年 6 月 10 日までに相談援助業務の実務経験が 1 年以上ある方は、現場実習の履修が免除になる可能性があります。対象になる実務経験を確認してください。

■社会福祉士通信科をご希望の方 → 35 ~ 51 ページ

■精神保健福祉士通信科をご希望の方 → 53 ~ 62 ページ

なお、実務経験の対象者は実務経験証明書のご提出が必要となります。

■実務経験証明書

・社会福祉士通信科出願者用 → 29 ページ

・精神保健福祉士通信科出願者用 → 31 ページ

STEP03 | 郵送必要提出書類を確認する

インターネット出願後に必要書類を郵送でご提出いただきます。

あらかじめ提出する書類をご確認ください。

<郵送必要書類>

・社会福祉士通信科一般養成コース → 22 ページ

・社会福祉士通信科短期養成コース → 23 ページ

・精神保健福祉士通信科一般養成コース → 24 ページ

・精神保健福祉士通信科短期養成コース → 25 ページ

STEP04 | インターネット出願の手続きを始める

■インターネット出願の手順 → 20 ~ 21 ページ

6. よくある Q&A

■入学要件について

Q. 一般養成コースの入学要件の「4年制大学・短期大学・専門学校」はどの学部・学科でも対象になりますか。

A. はい。学科・学部を問わず対象となります。

Q. 短期養成コースの入学要件の「福祉系の学校」の基準とは何ですか。

A. 卒業された大学にて、「基礎科目」の該当科目をすべて履修しているかどうかが基準となります。
基礎科目の詳細は11ページ（社会福祉士）、13ページ（精神保健福祉士）よりご確認いただけます。

Q. 海外の大学を卒業している場合、入学要件を満たしますか。

A. 原則、日本国内の学校を卒業していることが条件となりますので、
本校では海外の大学をご卒業の場合は出願を受付しておりません。

■カリキュラム・受講について

Q. 通信教育の学習内容を教えてください。

A. 自宅学習（e-ラーニング）、スクーリング（対面授業等）、現場実習（必要者のみ）の3つがございます。

Q. スマートフォンやタブレットで受講できますか。パソコンの準備は必要ですか。

A. e-ラーニングはスマートフォン、タブレット端末に対応しておりますので、パソコンは必須ではありません。

■スクーリングについて

Q. スクーリングの日程はいつ頃わかりますか。

A. 翌年のスクーリング日程の詳細は、12月下旬頃より入学が決定された方へ随時ご案内しております。

Q. スクーリングの実施時間はどの程度ですか。

A. 1日あたり9時～17時頃までを予定しております。

■現場実習について

Q. 現場実習が免除になる条件は何ですか。

A. 本校入学まで（2026年6月10日まで）に、
相談援助業務の実務経験が1年以上あると現場実習の履修が免除となります。

Q. 1日あたりの実習時間はどのくらいですか。

A. 実習先により異なりますが、日中勤務の職員の方に合わせることが多いため、
朝～夕方までの1日8～9時間の実施になると想定ください。

Q. 土日祝日だけで実習にいくことはできますか。

A. できません。原則土曜・日曜・祝日を除く平日の日程で実施いたします。

Q. 実習先や実習時期が決定するのはいつですか。

A. 遅くとも、実習開始の約1ヶ月前までに決定のうえ、学生本人へ連絡いたします。

■実務経験について

Q. 相談援助業務の実務経験とは何ですか。

A. 厚生労働省指定の施設・事業所において、相談援助業務に従事した経験のことを指します。
実務経験の対象施設・職種については35～62ページをご確認ください。

Q. 対象の実務経験に該当するか不明な場合、どこに確認すればよいですか。

A. 「相談援助業務に該当するか」や「指定施設・職種に該当するか」につきましては、
ご職場の証明権限をお持ちの方の判断となります。
お手数をおかけいたしますが、ご職場にご確認いただきますようお願い申し上げます。

Q. 実務経験一覧にない職種の場合、どのようにすればよいですか。

A. 本校では、実務経験一覧にない職種の場合は実務経験を認定することはできません。
指定施設・指定職種の一覧より実務経験をご申告ください。

■出願について

Q. 社会福祉士通信科と精神保健福祉士通信科の同時入学は可能ですか。

A. カリキュラムの都合上、社会福祉士通信科と精神保健福祉士通信科への同時入学は認めておりません。

Q. 現在の定員の空き状況について教えてほしいです。

A. 本校ホームページのニュース欄にて随時ご案内しております。

Q. 卒業証明書を旧姓のもので提出してもよろしいですか

A. 旧姓の証明書で構いません。そのままご提出ください。

Q. 実務経験証明書の証明権者はどのような人を指しますか。

A. 施設長や所属長等、出願者本人の実務経験を証明いただける方が対象となります。
なお、出願者本人が施設長の場合、本人以外に実務経験を証明いただける方が実務経験証明書を記載してください。
(証明権者については、本校から指定の役職者等の規則はありません。)

Q. 基礎科目履修証明書の書式が卒業校にないと言われてしまったのですがどうしたらよいですか。

A. 本校より書式をお送りいたします。下記メールアドレスまでご連絡ください。
【メールアドレス】t-pssw@alpha-net.ac.jp

■学費支援制度について

Q. 利用できる学費サポート制度について教えてください。

A. 以下の2点の学費サポート制度をご案内しております。

①専門実践教育訓練給付制度（全学科対象）

→本冊16～17ページをご確認ください。

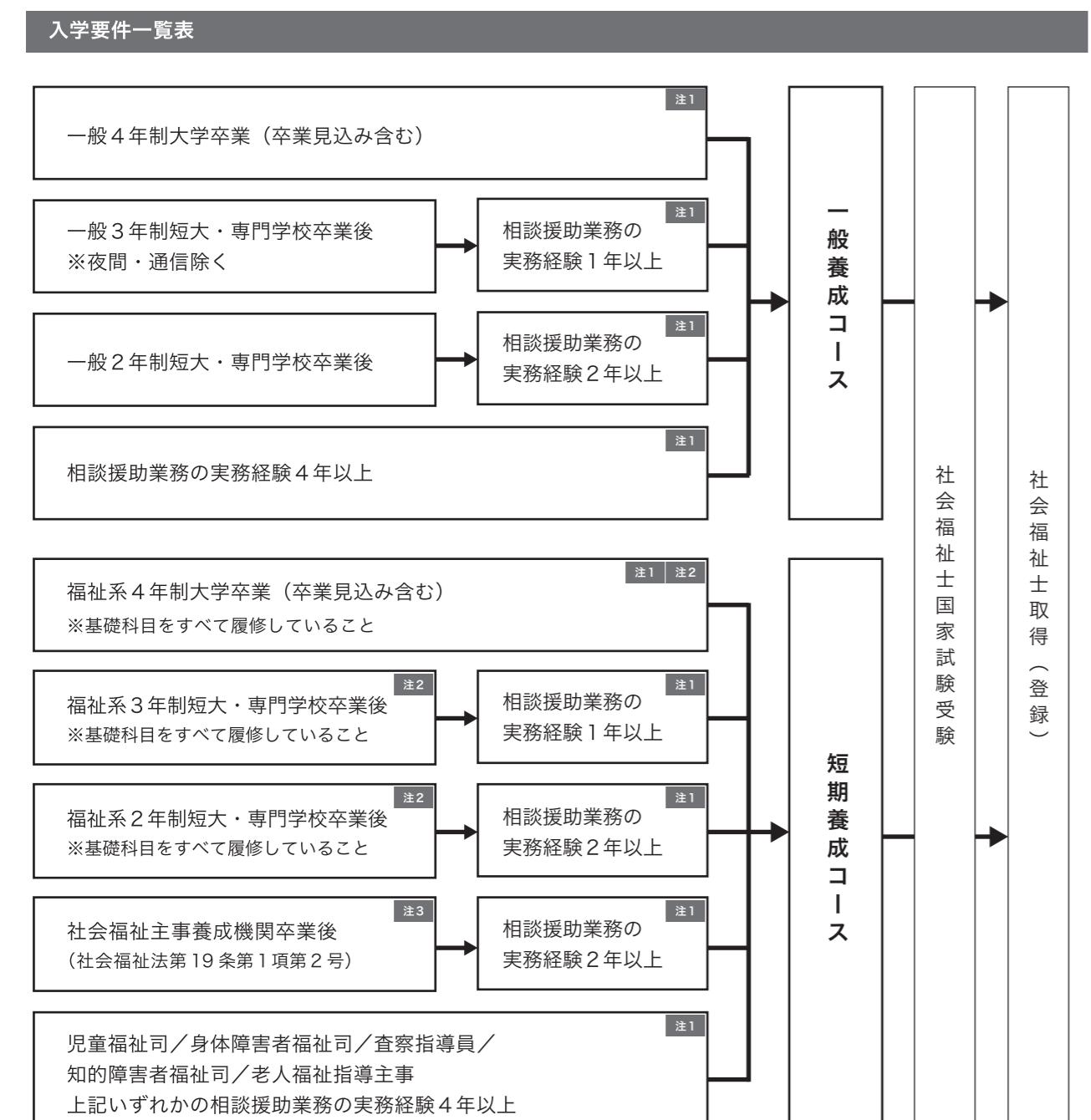
②介護福祉士等修学資金貸付制度（社会福祉士通信科のみ対象）

→ご希望の方は本校ご入学後ご案内いたします。制度の詳細は東京都社会福祉協議会のホームページをご確認ください。

7. 社会福祉士通信科 入学要件

■入学要件について

本校社会福祉士養成課程では「一般養成コース」と「短期養成コース」を設置しており、各コースには入学要件があります。下表より該当の入学要件を確認してください。いずれも本校開講日前である2026年6月10日までに要件を満たしている必要があります。本課程修了により国家試験受験資格を取得することができます。



【現場実習の履修について】

相談援助業務の実務絏験が1年以上ある場合、現場実習の履修はすべて免除対象となります。
相談援助業務の実務絏験については、11ページの「相談援助業務の実務絏験および現場実習の履修について」をご確認ください。

注1 相談援助業務の実務絏験および現場実習の履修について

社会福祉士における相談援助業務の実務絏験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において福祉に関する相談援助の業務に従事した絏験を指します。
実務絏験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務絏験として申請することはできません。
また、相談援助業務の実務絏験が2026年6月10日までに1年以上ある場合は、現場実習の履修が免除となります。
実務絏験については、本冊子26ページも必ず確認してください。

必要年数	10ページの「入学要件一覧表」で示されている必要年数を、2026年6月10日までに満たしている必要があります。出願時点で必要年数に満たない場合でも、2026年6月10日までに満たす見込みである場合は出願することができます。 ※該当施設設置者と雇用関係を有しており、該当施設の常勤者、もしくは労働時間が常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。
指定施設・職種	実務絏験は対象になる施設・職種が指定されています。実務絏験の対象になる施設・職種名は35~51ページを確認してください。該当の内容については、証明権者（該当の施設・事業所）が判断し「実務絏験証明書」(29ページ)にて証明いただきます。
実務絏験の認定	出願時に提出いただく「実務絏験証明書」に基づき本校が審査を行います。
現場実習の履修	実務絏験の期間が1年以上認められた場合、現場実習は免除となります。

実務絏験検索フォーム
アルファ医療福祉専門学校
ホームページに遷移します



注2 基礎科目履修について（短期養成コース）

短期養成コースの入学要件のうち、「基礎科目履修」に該当する場合、該当の基礎科目をすべて履修している必要があります。
履修状況は、基礎科目を履修した学校に直接ご確認ください。
出願には、履修した学校の書式にて証明された「社会福祉に関する基礎科目履修証明書」が必要となります。

基礎科目一覧
社会福祉振興・試験センター
ホームページに遷移します



注3 社会福祉主事養成機関について（短期養成コース）

短期養成コースの入学要件のうち、「社会福祉主事養成機関卒業」に該当する場合、社会福祉法第19条第1項第2号に規定する社会福祉主事養成機関を卒業していることが必要となります。
指定養成校の一覧は下記よりご確認ください。

全国の社会福祉主事養成機関一覧
ワムネットのホームページに遷移します



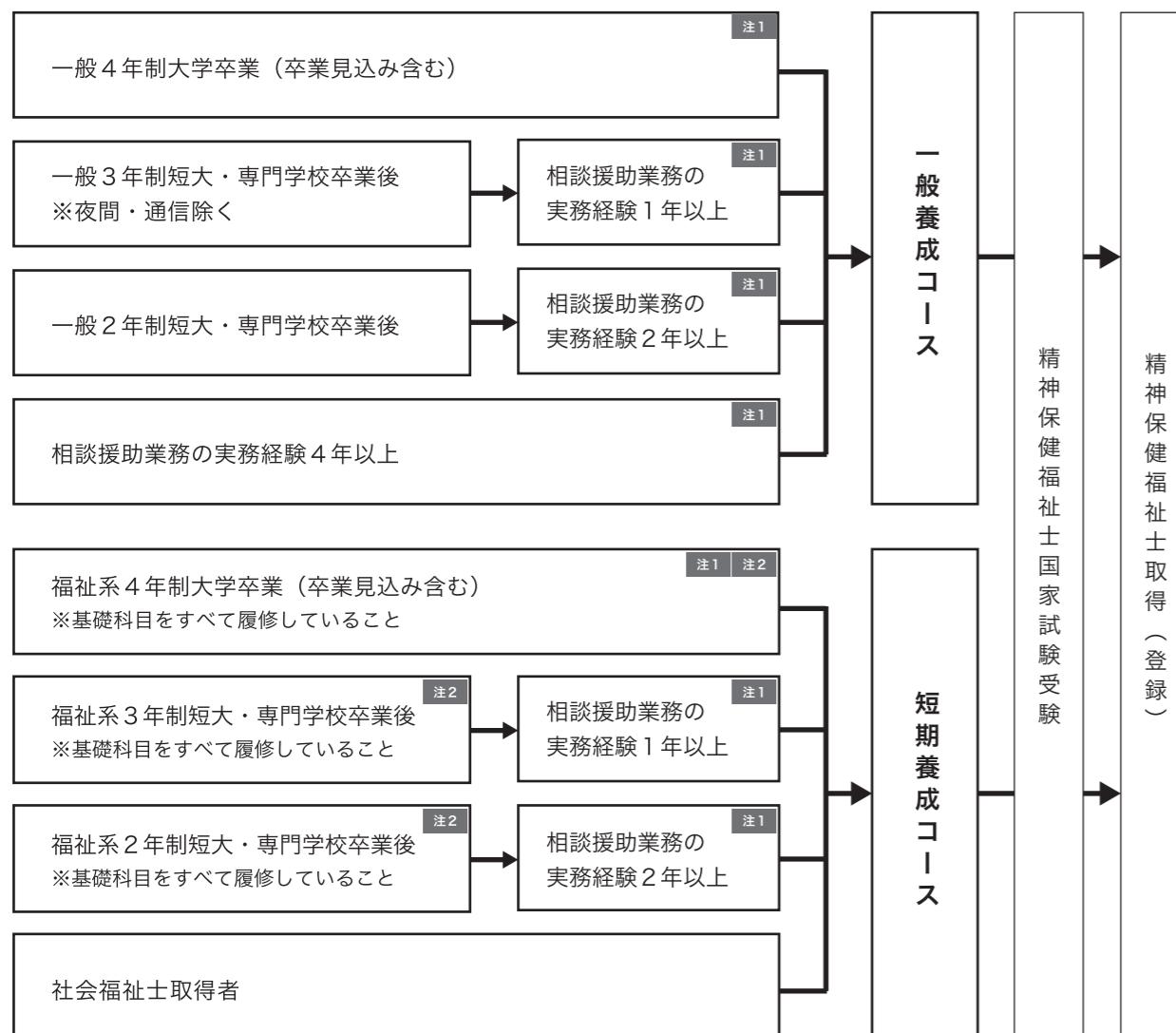
8. 精神保健福祉士通信科 入学要件

■入学要件について

本校精神保健福祉士養成課程では「一般養成コース」と「短期養成コース」を設置しており、各コースには入学要件があります。下表より該当の入学要件を確認してください。いずれも本校開講日前である2026年6月10日までに要件を満たしている必要があります。

本課程修了により国家試験受験資格を取得することができます。

入学要件一覧表



国家試験の詳細は公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ (<http://www.sssc.or.jp/>) にてご確認ください。

【現場実習の履修について】

相談援助業務の実務経験が1年以上ある場合、現場実習の履修はすべて免除対象となります。

相談援助業務の実務経験については、13ページの「相談援助業務の実務経験および現場実習の履修について」をご確認ください。

注1

相談援助業務の実務経験および現場実習の履修について

精神保健福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。

実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

また、相談援助業務の実務経験が2026年6月10日までに1年以上ある場合は、現場実習の履修が免除となります。実務経験については、本冊子26ページも必ず確認してください。

必要年数

12ページの「入学要件一覧表」で示されている必要年数を、2026年6月10日までに満たしている必要があります。出願時点で必要年数に満たない場合でも、2026年6月10日までに満たす見込みである場合は出願することができます。

※該当施設設置者と雇用関係を有しており、該当施設の常勤者、もしくは労働時間が常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。

指定施設・職種

実務経験は対象になる施設・職種が指定されています。実務経験の対象になる施設・職種名は53~62ページを確認してください。該当の内容については、証明権者（該当の施設・事業所）が判断し「実務経験証明書」(31ページ)にて証明いただきます。

実務経験の認定

出願時に提出いただく「実務経験証明書」に基づき本校が審査を行います。

現場実習の履修

実務経験の期間が1年以上認められた場合、現場実習は免除となります。

注2

基礎科目履修について（短期養成コース）

短期養成コースの入学要件のうち、「基礎科目履修」に該当する場合、該当の基礎科目をすべて履修している必要があります。履修状況は、基礎科目を履修した学校に直接ご確認ください。

出願には、履修した学校の書式にて証明された「精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目履修証明書」が必要となります。

基礎科目一覧

社会福祉振興・試験センター
ホームページに遷移します



9. 学費

■社会福祉士通信科

コース		入学金	授業料	現場実習費	合計
一般養成コース (1年6ヶ月)	実習なし (実務経験あり)	30,000円	316,000円	—	346,000円
	実習あり	30,000円	322,000円	160,000円	512,000円
短期養成コース (9ヶ月)	実習なし (実務経験あり)	30,000円	216,000円	—	246,000円
	実習あり	30,000円	222,000円	150,000円	402,000円

- ・一般養成コースの方は、テキスト代が別途必要です（税込み価格約66,000円）。
- ・短期養成コースの方は、テキスト代が別途必要です（税込み価格約30,000円）。
- ・精神保健福祉士の資格を取得し登録した方が社会福祉士通信科一般養成コース・短期養成コースのいずれかに入学される場合、共通科目が一部免除になります（一般養成コースのみ授業料から2万円減免）。
- ・「実習あり」の方のうち、介護福祉士養成施設において「介護実習※1」、もしくは精神保健福祉士養成施設において「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、実習時間が60時間免除かつ現場実習費から3万円が減免されます。該当の方は「履修科目証明書」をご提出ください。
- ※1 4年制大学の場合平成31年4月以降の入学者、2年制短期大学・専門学校の場合令和3年4月以降の入学者
- ・2026年6月11日以降に減免対象書類を提出された場合、減免は適用されません。

■精神保健福祉士通信科

コース		入学金	授業料	現場実習費	合計
一般養成コース (1年7ヶ月)	実習なし (実務経験あり)	30,000円	318,000円	—	348,000円
	実習あり	30,000円	327,000円	220,000円	577,000円
短期養成コース (9ヶ月)	実習なし (実務経験あり)	30,000円	236,000円	—	266,000円
	実習あり	30,000円	245,000円	215,000円	490,000円

- ・一般養成コースの方は、テキスト代が別途必要です（税込み価格約66,000円）。
- ・短期養成コースの方は、テキスト代が別途必要です（税込み価格約30,000円）。
- ・「実習あり」の方のうち、社会福祉士養成施設において「相談援助実習」または「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、福祉施設での実習が60時間免除かつ現場実習費から3万円が減免となります。該当の方は「履修科目証明書」をご提出ください。
- ・2026年6月11日以降に減免対象書類を提出された場合、減免は適用されません。

注意事項

- ・現場実習においては、健康診断書等の各種検査、交通費、昼食代、宿泊費等が別途必要になることがあります。
- ・省令等で指定する施設において、相談援助業務の実務経験が1年以上ある方は、ご出願時の実務経験の申請により現場実習が免除となります。詳細は26ページ「相談援助業務の実務経験に関する資料」をご確認ください。
- ・授業料には、スクーリング受講料、e-ラーニング使用料、授業実施にあたっての準備費等が含まれます。インターネット通信費および修学上必要となる郵送料は別途ご負担いただきます。
- ・入学を取り消し、または辞退する場合は、2026年6月10日までにお手続きください。2026年6月11日以降の辞退は認められません。なお、入学を辞退した場合は、選考料および入学金を除き、授業料・現場実習費の返還を行います。

学費納入について

- ・原則、選考結果通知から1週間以内に学費を納入していただきます。
一般養成コースのみ、2分割（テキスト代を除く）でのお支払いが可能です。分割納入の場合は合格通知から1週間以内に前期分学費（総額の約7割）を納入していただき、後期分は2026年10月末までのお支払いとなります。また、分割手数料として1万円が発生します。
- ・指定テキストセットの購入については、2026年3月頃にご案内致します。なお、テキスト代金は一括払いのみとなり返金はできません。
- ・クレジットカード払いの場合は、選考結果通知時に詳細なご案内を送付いたします。なお、お支払い金額に対して、2.9%の手数料が発生いたします。

本校は「専門実践教育訓練給付制度」の対象校です。
詳細は16~17ページをご覧ください。

10. 学費支援制度（専門実践教育訓練給付制度）

■専門実践教育訓練給付制度

重 要

●利用手続きは、受講開始日の2週間前（2026年5月27日）までに所轄のハローワークにてご自身でお手続きを行う必要があります。

利用できる学科・コース

社会福祉士通信科 一般養成コース・短期養成コース
精神保健福祉士通信科 一般養成コース・短期養成コース

専門実践教育訓練給付制度とは

働く人の主体的で、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。一定の条件を満たす雇用保険の被保険者※（在職者）、または被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を受講した場合、受講生本人が支払った教育訓練経費の50%に相当する額が支給されます。また、受講修了日から1年内に資格取得し、かつ被保険者として雇用された又は雇用されている場合には、20%が追加支給されます。さらに、資格取得・就職し、修了後の賃金が受講開始前と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%（年間上限8万円）が追加支給されます。

※被保険者とは一般被保険者および高年齢被保険者をいいます。

制度を利用できる方の要件 ※必ずハローワークでご確認ください。

（1）雇用保険の被保険者（在職者）

受講開始日に雇用保険の被保険者である方のうち、支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は2年）以上ある方

（2）雇用保険の被保険者であった方（離職者）

受講開始日に被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷などで教育訓練給付の適用対象期間が延長された場合は最大20年以内）であり、かつ支給要件期間が3年（初めて教育訓練給付金を受給する場合は2年）以上ある方

※支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いで被保険者等として雇用された期間をいいます。この被保険者資格を取得する前に他の事業所等に雇用されるなどで被保険者等であった期間も通算しますが、被保険者資格の空白期間が1年を超える場合は、その前の期間は通算されません（1年以内の場合は通算されます）。

※過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、その時の受講開始日より前の被保険者等であった期間は通算しません。

申込から給付までの流れ

- ① 所轄のハローワークで給付対象者になるか確認する
- ② 本校に出願し受験する
- ③ ハローワークにて「キャリアコンサルティングの受講」と「受講前申請」を完了させる
※2026年5月27日までに完了させてください。
- ④ 2026年6月11日 本校受講開始
受講開始後、専門実践教育訓練給付金の利用有無を確認するアンケートを実施します。

- ⑤ 6か月ごとに給付金の支給申請を行う
ハローワークにてご自身で給付金支給の手続きを行います。
- ⑥ のアンケート時に本制度の利用を申告された方には、支給手続き開始前までに必要書類を本校よりお送りします。

指定講座情報・給付額等について

各学科のおおよその給付額は以下の通りです。なお、下記の金額は対象学費満額相当での計算となります。お支払いの学費によって給付額は変動いたしますので、詳細は所轄のハローワークまでご確認ください。

■給付対象となる学費（教育訓練経費）

入学金、授業料、現場実習費（該当者のみ）、本校指定サイトにて購入した必須テキスト代金

※本校指定サイト以外で購入または譲渡により入手したテキスト代金は対象外です。

※2025年4月時点の給付率です。今後、改正等により給付率は変更になる場合がございます。

※下記の「最大給付額」と「自己負担額」は最大値のものです。テキスト購入数等により金額は変動いたします。

※100円単位は切り捨てて算出しております。

社会福祉士通信科一般養成コース（受講開始日 2026（令和8）年6月11日／修了予定日 2027（令和9）年12月10日）

講座名	指定番号	最大給付額	自己負担額
社会福祉士一般養成コース (実習不要者)	1310052-2110011-6	27.6万円	6.9万円
社会福祉士一般養成コース (実習必要者)	1310052-1510011-6	40.9万円	10.2万円

社会福祉士通信科短期養成コース（受講開始日 2026（令和8）年6月11日／修了予定日 2027（令和9）年3月10日）

講座名	指定番号	最大給付額	自己負担額
社会福祉士短期養成コース (実習不要者)	1310052-2110041-4	19.6万円	4.9万円
社会福祉士短期養成コース (実習必要者)	1310052-1510021-9	32.1万円	8.0万円

精神保健福祉士通信科一般養成コース（受講開始日 2026（令和8）年6月11日／修了予定日 2028（令和10）年1月10日）

講座名	指定番号	最大給付額	自己負担額
精神保健福祉士一般養成コース (実習不要者)	1310052-2110051-7	27.8万円	6.9万円
精神保健福祉士一般養成コース (実習必要者)	1310052-1510031-1	46.1万円	11.5万円

精神保健福祉士通信科短期養成コース（受講開始日 2026（令和8）年6月11日／修了予定日 2027（令和9）年3月10日）

講座名	指定番号	最大給付額	自己負担額
精神保健福祉士短期養成コース (実習不要者)	1310052-2110061-0	21.2万円	5.3万円
精神保健福祉士短期養成コース (実習必要者)	1310052-1510041-4	39.2万円	9.8万円

11. 出願について

■願書受付期間

全期間共通して入学日は2026年6月11日です。

受付期間中であっても、各学科・教室の定員に達した時点で受付終了となります。

定員状況は、本校ホームページのニュース欄でお知らせいたします。

6月受付期間	2025年 6月1日（日）	～	2025年 6月30日（月）
7月受付期間	2025年 7月1日（火）	～	2025年 7月31日（木）
8月受付期間	2025年 8月1日（金）	～	2025年 8月31日（日）
9月受付期間	2025年 9月1日（月）	～	2025年 9月30日（火）
10月受付期間	2025年 10月1日（水）	～	2025年 10月31日（金）
11月受付期間	2025年 11月1日（土）	～	2025年 11月30日（日）
12月受付期間	2025年 12月1日（月）	～	2025年 12月31日（水）
1月受付期間	2026年 1月1日（木）	～	2026年 1月31日（土）
2月受付期間	2026年 2月1日（日）	～	2026年 2月28日（土）
3月受付期間	2026年 3月1日（日）	～	2026年 3月31日（火）
最終受付期間	2026年 4月1日（水）	～	2026年 4月30日（木）

■精神保健福祉士通信科（実習必要者）の選考について

精神保健福祉士通信科（実習必要者）に限り、18ページの選考方法（出願者情報＋小論文）に加え「面談」を実施します。

■面談の目的

精神保健福祉士通信科（実習必要者）では、医療機関実習が必須となっております。医療機関での実習は、患者の心身の健康に直結することからより高度な専門知識と医療の妨げにならない謙虚な姿勢が求められます。そのため、選考にあたっては小論文と面談の総合評価で選考します。

■面談方法

方 法：オンライン面談（Web会議サービス「Zoom」を使用）
面談日：月1回本校が指定する日曜日（10時～16時）
時 間：1人20分程度
面接官：当校教職員2名

■面談までの流れ

- ①出願（小論文含む）・選考料の入金を完了させてください。
- ②本校にてご出願・ご入金を確認後、2週間以内にインターネット出願サイトの『メッセージ』にて面談日をご案内いたします。
※郵送必要書類のご提出状況に関わらず、面談を行う場合がございます。予めご了承ください。
- ③面談日より1週間ほど前に、『メッセージ』より面談詳細をお知らせいたします。（面談時間・Zoom URL等）

■面談実施の注意事項

- ・インターネットに接続できるWebカメラ付きPC又はスマートフォンやタブレット端末などのデバイスが必要です。
- ・通信状態を予めご確認ください。途中で途切れた場合、面談を中止する場合があります。

■その他

- ・面談の詳細は出願後、インターネット出願システムよりご案内いたします。
- ・ご案内する日程での面談が難しい場合は、次回の面談日をご案内いたします。
- ・面談結果のみの通知は行いません。総合的に選考を行い結果を通知します。
- ・医療機関実習に関しては、ご自宅から配属実習先まで2時間程度かかる可能性がございます。

■選考料

10,000円

選考料の納入はインターネット出願時に、コンビニエンスストア払い・クレジットカード払い・ペイジー払いから選択して支払い手続きを行います。

※納入に関するご案内はインターネット出願のお手続きの際に画面上でご確認いただけます。

※出願後の選考料のご返金はできません。

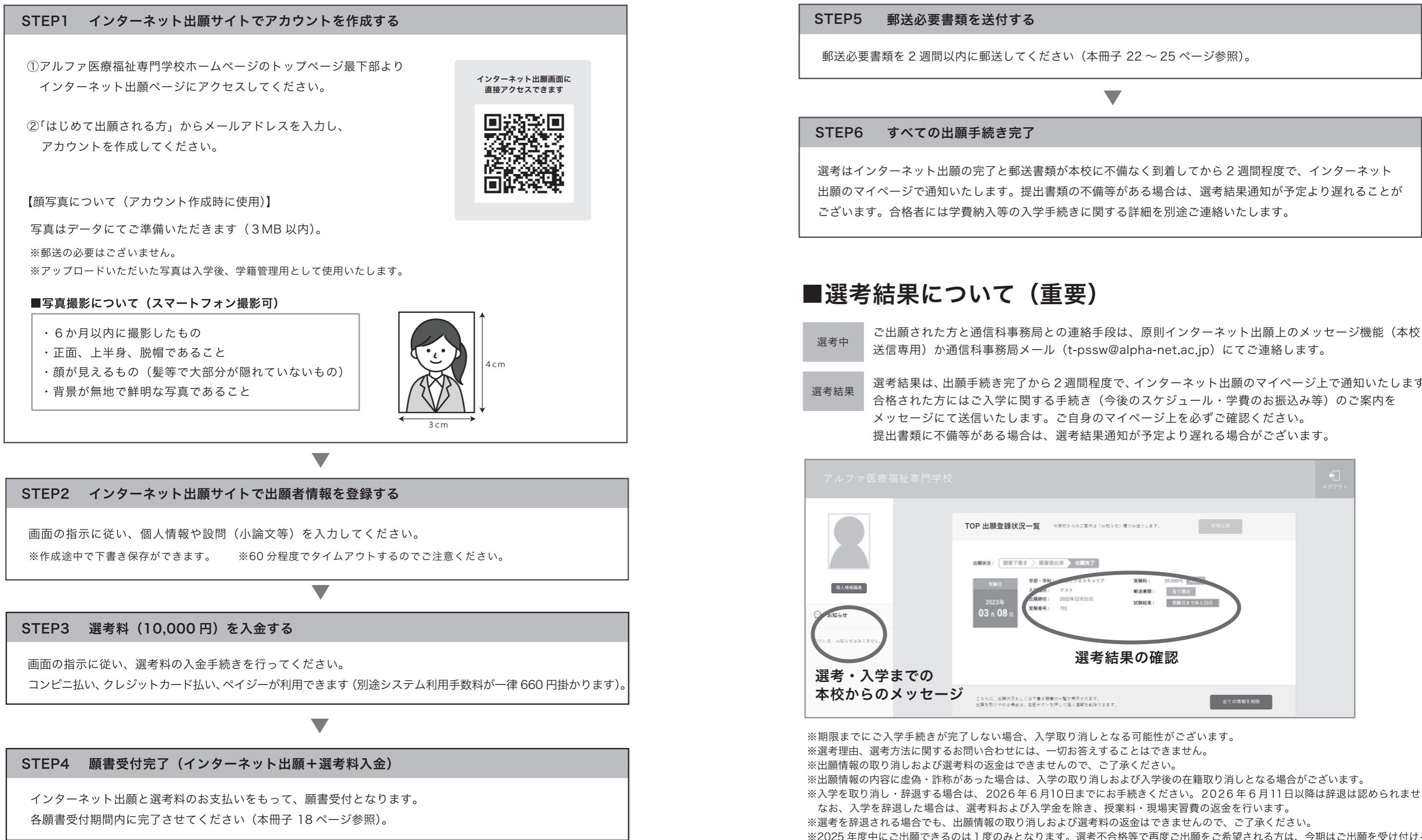
※支払い方法を問わず、システム利用手数料が一律660円掛かります。

■選考方法

出願者情報（インターネット出願・郵送提出書類）および小論文（インターネット出願時に入力し提出）により、客観的に入学要件の有無を確認し、本校の修学と国家資格取得に必要となる基礎学力、および社会福祉に貢献する者として総合的に選考します。

小論文課題	あなたが目指すソーシャルワーク専門職像を 300字以上400字以内で述べなさい。
-------	---

■インターネット出願の手順



9. 郵送必要書類一覧

■社会福祉士通信科 一般養成コース

下記の必要書類を確認し、インターネット出願の手続き完了後から2週間以内に郵送してください（郵送が2週間を超える見込みの場合はご連絡ください。なお、インターネット出願と選考料入金が完了している場合は、郵送時期が願書受付期間を超えて問題ございません）。なお、必要書類は入学要件ごとに異なりますので注意してください。

*専用の「郵送書類提出用封筒」で送付してください

入学要件	全員提出	該当者のみ提出
一般4年制大学卒業（卒業見込み含む）	①	② ③ ④
一般3年制短大・専門学校卒業後 ※夜間・通信除く + 相談援助業務の実務経験1年以上	① ②	③
一般2年制短大・専門学校卒業後 + 相談援助業務の実務経験2年以上	① ②	③
相談援助業務の実務経験4年以上	②	③

■社会福祉士通信科 短期養成コース

下記の必要書類を確認し、インターネット出願の手続き完了後から2週間以内に郵送してください（郵送が2週間を超える見込みの場合はご連絡ください。なお、インターネット出願と選考料入金が完了している場合は、郵送時期が願書受付期間を超えて問題ございません）。なお、必要書類は入学要件ごとに異なりますので注意してください。

*専用の「郵送書類提出用封筒」で送付してください

入学要件	全員提出	該当者のみ提出
福祉系4年制大学卒業（卒業見込み含む） ※基礎科目をすべて履修していること	① ②	④ ⑤ ⑥
福祉系3年制短大・専門学校卒業後 ※基礎科目をすべて履修していること + 相談援助業務の実務経験1年以上	① ② ④	⑤
福祉系2年制短大・専門学校卒業後 ※基礎科目をすべて履修していること + 相談援助業務の実務経験2年以上	① ② ④	⑤
社会福祉主事養成機関卒業後 (社会福祉法第19条第1項第2号) + 相談援助業務の実務経験2年以上	③ ④	⑤
児童福祉司／身体障害者福祉司／査察指導員／ 知的障害者福祉司／老人福祉指導主事 上記いずれかの相談援助業務の実務経験4年以上	④	⑤

①大学、短期大学、専門学校等の卒業（修了）証明書（卒業見込み含む）

発行より1年以内の原本をご提出ください。「卒業（修了）証書」のコピーは不可です。

※卒業見込みの方は、2026年3月に卒業予定であること。なお、卒業後改めて「卒業証明書」を提出していただきます。

②実務経験（見込）証明書【本冊子29ページ】

相談援助業務の実務経験を申告される方は、必ず本校所定の用紙にてご提出ください。

本冊子26ページを確認し、該当する実務経験の内容を入学要件の必要年数分ご申告ください。

本証明書は、実務経験の該当施設・事業所の証明権者に内容を判断・証明いただくものです。

本校は提出いただいた書類の内容に基づき審査します。

※実務経験を「見込」で出願された方は、期間満了後に改めて「実務経験証明書」を

2026年6月10日までに提出していただきます。

③精神保健福祉士登録証のコピー

精神保健福祉士を取得されている方は、登録証のコピーをご提出いただくことにより以下が免除・減免となります。

・共通科目の課題の履修を一部免除

・授業料より2万円减免

※2026年2月の国家試験合格者は精神保健福祉士登録証のコピーを2026年6月10日までに提出してください。

※2026年6月11日以降に減免対象書類を提出された場合、減免は適用されません。

④履修科目証明書（実習必要者のみ）

介護福祉士養成施設において「介護実習」を履修された方、もしくは精神保健福祉士養成施設において「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、実習時間が60時間免除かつ現場実習費から3万円が減免されます。

※2026年6月11日以降に減免対象書類を提出された場合、減免は適用されません。

①大学、短期大学、専門学校等の卒業（修了）証明書（卒業見込み含む）

発行より1年以内の原本をご提出ください。「卒業（修了）証書」のコピーは不可です。

※卒業見込みの方は、2026年3月に卒業予定であること。なお、卒業後改めて「卒業証明書」を提出していただきます。

②大学、短期大学、専門学校等での基礎科目履修証明書

発行より1年以内の原本をご用意ください。基礎科目の一覧は11ページをご確認ください。

※卒業された学校所定の書式にてご提出ください（成績証明書不可）。書式がない場合は、本校までご連絡ください。

※取得見込みの方は、2026年3月に取得予定であること。なお、卒業後改めて「基礎科目履修証明書」を提出していただきます。

③社会福祉主事養成機関の卒業（修了）証明書

発行より1年以内の原本をご提出ください。社会福祉主事養成機関の詳細は11ページをご確認ください。

④実務経験（見込）証明書【本冊子29ページ】

相談援助業務の実務経験を申告される方は、必ず本校所定の用紙にてご提出ください。

本冊子26ページを確認し、該当する実務経験の内容を入学要件の必要年数分ご申告ください。

本証明書は、実務経験の該当施設・事業所の証明権者に内容を判断・証明いただくものです。

本校は提出いただいた書類の内容に基づき審査します。

※実務経験を「見込」で出願された方は、期間満了後に改めて「実務経験証明書」を
2026年6月10日までに提出していただきます。

⑤精神保健福祉士登録証のコピー

精神保健福祉士を取得されている方は、登録証のコピーをご提出いただくことにより、共通科目の課題が一部免除されます。

※2026年2月の国家試験合格者は精神保健福祉士登録証のコピーを2026年6月10日までに提出して下さい。

※2026年6月11日以降に減免対象書類を提出された場合、減免は適用されません。

⑥履修科目証明書（実習必要者のみ）

介護福祉士養成施設において「介護実習」を履修された方、もしくは精神保健福祉士養成施設において「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、実習時間が60時間免除かつ現場実習費から3万円が減免されます。

※2026年6月11日以降に減免対象書類を提出された場合、減免は適用されません。

■精神保健福祉士通信科 一般養成コース

下記の必要書類を確認し、インターネット出願の手続き完了後から2週間以内に郵送してください（郵送が2週間を超える見込みの場合はご連絡ください。なお、インターネット出願と選考料入金が完了している場合は、郵送時期が願書受付期間を超えて問題ございません）。なお、必要書類は入学要件ごとに異なりますので注意してください。

*専用の「郵送書類提出用封筒」で送付してください

入学要件	全員提出	該当者のみ提出
一般4年制大学卒業（卒業見込み含む）	①	② ③
一般3年制短大・専門学校卒業後 ※夜間・通信除く + 相談援助業務の実務経験1年以上	① ②	
一般2年制短大・専門学校卒業後 + 相談援助業務の実務経験2年以上	① ②	
相談援助業務の実務経験4年以上	②	

■精神保健福祉士通信科 短期養成コース

下記の必要書類を確認し、インターネット出願の手続き完了後から2週間以内に郵送してください（郵送が2週間を超える見込みの場合はご連絡ください。なお、インターネット出願と選考料入金が完了している場合は、郵送時期が願書受付期間を超えて問題ございません）。なお、必要書類は入学要件ごとに異なりますので注意してください。

*専用の「郵送書類提出用封筒」で送付してください

入学要件	全員提出	該当者のみ提出
福祉系4年制大学卒業（卒業見込み含む） ※基礎科目をすべて履修していること	① ②	③ ⑤
福祉系3年制短大・専門学校卒業後 ※基礎科目をすべて履修していること + 相談援助業務の実務経験1年以上	① ② ③	
福祉系2年制短大・専門学校卒業後 ※基礎科目をすべて履修していること + 相談援助業務の実務経験2年以上	① ② ③	
社会福祉士取得者	④	③ ⑤

①大学、短期大学、専門学校等の卒業（修了）証明書（卒業見込み含む）

発行より1年以内の原本をご提出ください。「卒業（修了）証書」のコピーは不可です。
※卒業見込みの方は、2026年3月に卒業予定であること。なお、卒業後改めて「卒業証明書」を提出していただきます。

②実務経験（見込）証明書【本冊子31ページ】

相談援助業務の実務経験を申告される方は、必ず本校所定の用紙にてご提出ください。
本冊子26ページを確認し、該当する実務経験の内容を入学要件の必要年数分ご申告ください。
本証明書は、実務経験の該当施設・事業所の証明権者に内容を判断・証明いただくものです。
本校は提出いただいた書類の内容に基づき審査します。
※実務経験を「見込」で出願された方は、期間満了後に改めて「実務経験証明書」を2026年6月10日までに提出していただきます。

③履修科目証明書（実習必要者のみ）

社会福祉士養成施設において「相談援助実習」または「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、
福祉施設での実習が60時間免除かつ現場実習費から3万円が減免となります。
※2026年6月11日以降に減免対象書類を提出された場合、減免は適用されません。

①大学、短期大学、専門学校等の卒業（修了）証明書（卒業見込み含む）

発行より1年以内の原本をご提出ください。「卒業（修了）証書」のコピーは不可です。
※卒業見込みの方は、2026年3月に卒業予定であること。なお、卒業後改めて「卒業証明書」を提出していただきます。

②大学、短期大学、専門学校等での基礎科目履修証明書

発行より1年以内の原本をご提出ください。基礎科目の一覧は13ページをご確認ください。
※卒業された学校所定の書式にてご提出ください（成績証明書不可）。書式がない場合は、本校までご連絡ください。
※取得見込みの方は、2026年3月に取得予定であること。なお、卒業後改めて「基礎科目履修証明書」を提出していただきます。

③実務経験（見込）証明書【本冊子31ページ】

相談援助業務の実務経験を申告される方は、必ず本校所定の用紙にてご提出ください。
本冊子26ページを確認し、該当する実務経験の内容を入学要件の必要年数分ご申告ください。
本証明書は、実務経験の該当施設・事業所の証明権者に内容を判断・証明いただくものです。
本校は提出いただいた書類の内容に基づき審査します。
※実務経験を「見込」で出願された方は、期間満了後に改めて「実務経験証明書」を2026年6月10日までに提出していただきます。

④社会福祉士登録証のコピー

2026年2月の社会福祉士国家試験に合格し、社会福祉士登録証が未発行の場合は、合格証のコピーをご用意のうえ出願してください。社会福祉士登録証が発行され次第2026年6月10日までに社会福祉士登録証のコピーを提出ください。
※社会福祉士国家試験合格見込みでの出願も受け付けております。ただし、出願には一定の条件があります。
詳細については2026年2月上旬に本校のホームページにてご案内いたします。

⑤履修科目証明書（実習必要者のみ）

社会福祉士養成施設において「相談援助実習」または「ソーシャルワーク実習」を履修された方は、福祉施設での実習が60時間免除かつ現場実習費から3万円が減免となります。
※2026年6月11日以降に減免対象書類を提出された場合、減免は適用されません。

13. 相談援助業務の実務経験に関する資料

相談援助業務の実務経験につきましては、下記ページをご確認のうえ手続きを進めてください。

■社会福祉士通信科…本冊子 11 ページ

■精神保健福祉士通信科…本冊子 13 ページ

■実務経験（見込）証明書

社会福祉士通信科出願者用 29 ページ

精神保健福祉士通信科出願者用 31 ページ

■相談援助業務の一覧

社会福祉士相談援助業務一覧 35 ページ

精神保健福祉士相談援助業務一覧 53 ページ

■実務経験証明書データ

社会福祉士通信科

精神保健福祉士通信科

QR コード

QR コード



■実務経験検索フォーム

QR コード



お問い合わせ

いつでも入学相談

LINE

メール



1~3 営業日程度でご回答いたします

聞きたいことだけ質問・相談

電話入学相談

平日個別入学相談（オンライン・来校）

042-729-1026

(平日8:30-17:30)

ご予約はこちら（※町田駅前教室のみ）

(平日 10:00~17:00)



スクーリング全8会場で開催する説明会

来校型入学説明会（個別相談付き）



ご予約はこちら

1

2026年度生 社会福祉士通信科
実務経験（見込）証明書学校法人 西田学園
アルファ医療福祉美容専門学校 校長 殿

フリガナ	マチダ ハナコ	生年月日（年齢）
氏名	町田 花子	西暦 1984 年 7 月 20 日生 (満 歳)

上記の者は、以下のとおり、当施設・機関において、*常勤として勤務している（またはしていた）ことを証明します。

*常勤：当該施設設置者と雇用関係を有し、労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。

2

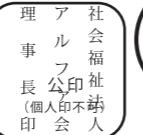
施設・機関名 <small>※法人名や本社名のみならず、施設名や事業所名までご記入ください。</small>	社会福祉法人アルファ会 アルファ地域包括支援センター	
施設種類 <small>(注①)</small>	地域包括支援センター	職種コード <small>(注①)</small>
職種 <small>(注①)</small>	包括的支援事業に係る業務を行なう職員	社 1 0 7

*病院・診療所の「相談員（社304）」の実務経験を証明される方へ
該当職種に記載されているア・イ・ウ・エのすべての内容の業務を行なっていることが必要です。
必ず当該の内容をご確認のうえ、実務経験証明書を作成してください。

3

従業期間	現在も勤めの場合	西暦 2015 年 4 月 1 日から現在（証明書作成日）まで
	過去にお勤めの場合	西暦 年 月 日から 年 月 日まで

4

証明権者（施設・事業所）が記入	(証明書作成日) 西暦 2026 年 9 月 2 日	
(施設・機関所在地)	〒 194-0022 東京都町田市森野○一〇	
(施設・機関名)	社会福祉法人アルファ会 アルファ地域包括支援センター	
(代表者) 役職 理事長 氏名 田中 太郎	 <small>理 事 長 ア ル フ ア 会 員 福 祉 事 業 事 業 印 鑑</small>	

6

2026年度生 社会福祉士通信科
実務経験（見込）証明書学校法人 西田学園
アルファ医療福祉美容専門学校 校長 殿

出願者本人が記入	フリガナ	生年月日（年齢）
	氏名	西暦 年 月 日生 (満 歳)
出願者本人が記入	上記の者は、以下のとおり、当施設・機関において、*常勤として勤務している（またはしていた）ことを証明します。	
	*常勤：当該施設設置者と雇用関係を有し、労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。	
出願者本人が記入	施設・機関名 <small>※法人名や本社名のみならず、施設名や事業所名までご記入ください。</small>	
	施設種類 <small>(注①)</small>	職種コード <small>(注①)</small>
	職種 <small>(注①)</small>	社
出願者本人が記入	※病院・診療所の「相談員（社304）」の実務経験を証明される方へ 該当職種に記載されているア・イ・ウ・エのすべての内容の業務を行なっていることが必要です。 必ず当該の内容をご確認のうえ、実務経験証明書を作成してください。	
従業期間	現在も勤めの場合	西暦 年 月 日から現在（証明書作成日）まで
	過去にお勤めの場合	西暦 年 月 日から 年 月 日まで

■記入上の留意点：記入例を参考にご記入下さい。

①記入・訂正

記入時は黒のボールペンでご記入ください。

記入内容を訂正する場合は、すべての項目において証明権者の公印と二重線にて訂正してください。 記入者の印はお認めできません。修正液や修正テープは使用しないでください。

②施設・機関名

正規の施設名・機関名（事業所名）でご記入ください。名称を省略、または機関名まで記入がないものは認められません。

③施設種類・職種・職種コード

「相談援助業務の実務経験（指定施設・職種）一覧」に一致する「施設種類」「職種」「職種コード」をご記入下さい。それ以外の名称や省略した名称は認められません。

④従業期間

「現在も上記職種で勤務している場合」もしくは「過去に上記職種で勤務していた場合」のいずれか一つのみご記入ください。

⑤同じ法人内の複数の施設にお勤めの場合

勤務した職種・機関ごとに実務経験（見込）証明書をご提出ください。

⑥代表者役職・氏名・押印（公印）

代表者は、施設長や法人の代表者（理事長等）の名前をご記入ください。施設長が入学申込者本人の場合は、法人の代表者（理事長等）が証明してください。

証明印は必ず公印を押印下さい。電子印・個人印・スタンプ・ゴム印（住所等が記載された社判）は認められません。

（証明書作成日） 西暦 年 月 日

（施設・機関所在地） 〒

（施設・機関名）

（代表者） 役職 氏名

公印
(個人印不可)

（注①）「施設種類」「職種」「職種コード」欄は「相談援助業務の実務経験（指定施設・職種）一覧」（本冊子35~51ページ参照）、または右記のQRコードより、該当するものを記入してください。

②記入内容を訂正する場合は、すべての項目において証明権者の公印と二重線にて訂正してください。

修正液や修正テープは使用しないでください。

③同一法人・事業所内で同一施設種類・職種の場合で休職がある場合は、休職前までの従業期間を「過去にお勤めの場合」、復職後の従業期間を「現在も勤めの場合」に記載ください。

④用紙が不足する場合は、本用紙をコピーしてご利用ください。

⑤本証明に虚偽や誤認による証明があった場合は、入学資格ならびに国家試験受験資格および登録が取り消される場合がございます。

⑥必ず本状は原本をご提出ください（原本のコピー提出不可）。

⑦内容の確認のため、弊校より証明権者様宛に在籍確認をさせて頂く場合がございます。



実務経験検索フォーム

2026年度生 精神保健福祉士通信科 実務経験(見込)証明書

学校法人 西田学園
アルファ医療福祉美容専門学校 校長 殿

出願者本人が記入 キリトリ線	フリガナ	生年月日(年齢)		
	氏名	西暦 年 月 日 生 (満 歳)		
	上記の者は、以下のとおり、当施設・機関において、*常勤として精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっている(または行っていた)ことを証明します。			
	*常勤：当該施設設置者と雇用関係を有し、労働時間が当該施設の常勤者のおおむね4分の3以上である者を含む。			
従業期間	施設・機関名 <small>※法人名や本社名のみならず、施設名や事業所名までご記入ください。</small>			
	施設種類 <small>(注①)</small>			職種コード <small>(注①)</small>
	職種 <small>(注①)</small>			
記入してください どちらか一方を 記入してください	現在もお勤めの場合	西暦 年 月 日 から現在(証明書作成日)まで		
	過去にお勤めの場合	西暦 年 月 日 から 年 月 日 まで		

証明権者(施設・事業所)が記入 キリトリ線	(証明書作成日) 西暦 年 月 日			
	(施設・機関所在地) 〒			
	(施設・機関名)			
	(代表者) 役職	氏名		
公印 (個人印不可)				

(注)①「施設種類」「職種」「職種コード」欄は「相談援助業務の実務経験(指定施設・職種)一覧」(本冊子53~62ページ参照)、または右記のQRコードより、該当するものを記入してください。

②記入内容を訂正する場合は、すべての項目において証明権者の公印と二重線にて訂正してください。
修正液や修正テープは使用しないでください。

③同一法人・事業所内で同一施設種類・職種の場合で休職がある場合は、休職前までの従業期間を「過去にお勤めの場合、復職後の従業期間を「現在もお勤めの場合」に記載ください。

④用紙が不足する場合は、用紙をコピーしてご利用ください。

⑤本証明に虚偽や誤認による証明があった場合は、入学資格ならびに国家試験受験資格および登録が取り消される場合がございます。

⑥必ず本状は原本をご提出ください。(原本のコピー提出不可)。

⑦内容の確認のため、弊校より証明権者様宛に在籍確認をさせて頂く場合がございます。



実務経験検索フォーム

個人情報の取り扱いについて

学校法人西田学園アルファ医療福祉美容専門学校では、個人情報（住所・氏名・電話番号・その他の固有の情報）の重要性を認識し、以下の方針に基づき、個人情報に関する関係法令の遵守を徹底いたします。

個人情報保護方針について

第1条 個人情報の収集と利用

学校法人西田学園は、よりよい教育サービスを提供するために、利用目的を明確にしたうえで、目的の範囲内に限り、個人情報を収集し利用します。

第2条 個人情報の管理と保護

本校が取得した個人情報については、紛失・破壊・改ざん・不正アクセス・漏洩などの防止のため、必要かつ適切な管理措置を講じます。また、取得した個人情報については、ご本人から承諾いただいた場合または法令の定めにより開示を求められた場合を除き、第三者に対し情報を開示・提供することはいたしません。

第3条 個人情報の開示、訂正、削除

登録者本人とその保護者から個人情報の開示、修正、削除等の申し出があった場合には、合理的な範囲内で速やかに対応させていただきます。

第4条 遵守すべき法令・規範

学校法人西田学園は、取得した個人情報に関して適用される法令、規範を遵守いたします。

第5条 質問および相談窓口

本人からの個人情報に関する質問、相談を受け付ける窓口を、以下のとおり設置いたします。

相談窓口：学校法人西田学園 法人室

電話：042-729-1026 FAX：042-721-8411

第6条 個人情報保護の管理体制、および継続的な改善

取得した個人情報の取り扱いにあたり、個人情報保護に関する管理体制、および上記項目の内容を適宜見直し改善していきます。

入学をご検討されている方及びその保護者等からのハラスメントについて

お問い合わせの際に、入学をご検討されている方のご要望を実現するための手段として、社会通念上相当な範囲を超える行為（下記のとおりですが、これに限りません）を行うことはご遠慮ください。これらの行為があったと当校が判断した場合、応対の拒否や法的措置、悪質な場合には出願をお断りするという手段を取らせて頂く場合がございますことを御了承ください。

- ・威迫・脅迫・威嚇行為
- ・侮辱、人格を否定する発言
- ・プライバシー侵害行為
- ・社会通念上過剰なサービス提供の要求
- ・合理的理由のない当校への謝罪要求や当校関係者への処罰の要求
- ・同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為
- ・SNS やインターネット上の誹謗中傷

等

2026年6月11日入学生募集要項

初版発行 2025年4月21日

発行者 学校法人西田学園アルファ医療福祉美容専門学校

2026年6月入学生対応

社会福祉士相談援助業務について

相談援助業務一覧

社会福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において福祉に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

※「相談援助業務に該当になるかどうか」「指定施設・職種に該当になるかどうか」については、実務を証明される証明権をお持ちの方にご確認ください。

※実務経験証明書の書式については、「2026年6月11日入学生用募集要項」の29ページ、もしくは本校ホームページからダウンロードしてください。

■実務経験証明書データ

QRコード



■実務経験検索フォーム

QRコード



1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
児童福祉法	児童相談所	児童福祉司	社 001
		受付相談員	社 002
		相談員	社 003
		電話相談員	社 004
		児童心理司・心理判定員	社 005
		児童指導員	社 006
		保育士	社 007
	母子生活支援施設	母子支援員・母子指導員	社 008
		少年指導員（少年を指導する職員）	社 009
		個別対応職員	社 010
児童養護施設	児童養護施設	児童指導員	社 011
		保育士	社 012
		個別対応職員	社 013
		家庭支援専門相談員	社 014
		職業指導員	社 015
		里親支援専門相談員	社 016
	障害児入所施設 ・児童発達支援センター (障害児通所支援事業)	児童指導員（注意2）	社 017
		保育士（注意3）	社 018
		心理指導担当職員	社 019
		児童発達支援管理責任者	社 020
知的障害児施設	知的障害児施設 ・知的障害児施設 ・自閉症児施設（第一種、第二種）	児童指導員（注意2）	社 021
		保育士（注意3）	社 022
	知的障害児通園施設	児童指導員（注意2）	社 023
		保育士（注意3）	社 024

(注意2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
児童福祉法	盲ろうあ児施設 ・盲児施設 ・ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設	児童指導員（注意2）	社 025
		保育士（注意3）	社 026
		児童指導員（注意2）	社 027
		保育士（注意3）	社 028
	児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	児童指導員	社 029
		保育士	社 030
		個別対応職員	社 031
		家庭支援専門相談員	社 032
		児童指導員（注意2）	社 033
		保育士（注意3）	社 034
児童福祉法	重症心身障害児施設	心理指導員（心理指導を担当する職員）	社 035
		児童自立支援専門員	社 036
		児童生活支援員	社 037
		個別対応職員	社 038
		家庭支援専門相談員	社 039
		職業指導員	社 040
	児童家庭支援センター	相談員 (児童・母子家庭等に対し福祉に関する相談・助言を行なう職員)	社 041
		障害児相談支援事業	社 042
		児童指導員	社 043
		保育士	社 044
乳児院	個別対応職員	個別対応職員	社 045
		家庭支援専門相談員	社 046
		里親支援専門相談員	社 047
		相談援助業務を行なっている指導員	社 048
	地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 049
		小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	小児慢性特定疾病児童等自立支援員
		指定発達支援医療機関 ・肢体不自由児施設支援 ・重症心身障害児施設支援 (国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するもの)	児童指導員（注意2）
	保育士（注意3）	保育士（注意3）	社 052

(注意2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
児童福祉法	児童発達支援事業を行なう施設	指導員（注意1）	社 053
		児童指導員（注意2）	社 054
		保育士（注意3）	社 055
		児童発達支援管理責任者	社 056
		障害福祉サービス経験者（注意4）	社 057
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	社 058
	医療型児童発達支援事業を行なう施設	児童指導員（注意2）	社 059
		保育士（注意3）	社 060
		児童発達支援管理責任者	社 061
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	社 062
	放課後等デイサービス事業を行なう施設	指導員（注意1）	社 063
		児童指導員（注意2）	社 064
		保育士（注意3）	社 065
		児童発達支援管理責任者	社 066
		障害福祉サービス経験者（注意4）	社 067
		機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）	社 068
	居宅訪問型児童発達支援事業を行なう施設	訪問支援員（注意1） (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	社 069
		児童発達支援管理責任者	社 070
	保育所等訪問支援事業を行なう施設	訪問支援員（注意1） (保育士、児童指導員、心理指導担当職員に限る)	社 071
		児童発達支援管理責任者	社 072

(注意1)「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意4)「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。) なお、「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者(高等学 校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者)をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

1. 児童分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
その他	利用者支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 073
	児童デイサービス事業(障害児通園事業)	相談援助業務を行なっている職員(相談員)	社 074
	地域生活支援事業 ・障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 075
	心身障害児総合通園センター	相談援助業務を行なっている職員	社 076
	子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業、夜間養護等事業) ・乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	社 077
	児童指導員(注意2)	児童指導員(注意2)	社 078
	重症心身障害児(者)通園事業を行なっている施設	保育士(注意3)	社 079
	スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー	社 080
	子ども家庭総合支援拠点	相談援助業務を行なっている職員	社 081
	子育て世代包括支援センター	相談援助業務を行なっている職員	社 082
	「医療的ケア児等とその家族への支援」を行なっている事業所	医療的ケア児等コーディネーター	社 083

(注意2)「児童指導員」のうち、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意3)「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

2. 高齢者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
介護保険法	指定介護老人福祉施設	生活相談員	社 100
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 101
	介護老人保健施設	支援相談員	社 102
		相談指導員	社 103
	介護医療院	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 104
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 105
	指定介護療養型医療施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 106
		包括的支援事業に係る業務を行なう職員（注意5） (保健師、主任介護支援専門員等)	社 107
	指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設 を含む	生活相談員	社 108
		計画作成担当者	社 109
	指定通所介護を行なう施設 ・基準該当通所介護を行なう施設 ・指定地域密着型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防通所介護を行なう施設 ・基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ・第一号通所事業を行なう施設（注意6） ・指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ・指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設 を含む	生活相談員	社 110
		生活指導員	社 111
	指定短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ・指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ・基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設 を含む	生活相談員	社 112
		生活指導員	社 113
	指定通所リハビリテーションを行なう施設 (指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	社 114
	指定短期入所療養介護を行なう施設 (指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む) ※介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員	社 115
	指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行なう施設	オペレーター	社 116
	指定夜間対応型訪問介護を行なう施設	オペレーションセンター従業者	社 117
	指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 (指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 118
	指定認知症対応型共同生活介護を行なう施設 (指定介護予防認知症対応型共同生活介護を行なう施設を含む)	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 119
	指定複合型サービスを行なう施設	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 120

(注意5)「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

(注意6)「第一号通所事業」のうち、事業者指定を受けていないもの等は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

2. 高齢者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
介護保険法	指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行なう施設	生活相談員	社 121
		介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 122
	居宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員 (配置基準により配置されている資格保有者に限る)	社 123
		担当職員	社 124
	介護予防支援事業を行なっている事業所	担当職員	社 125
		生活相談員	社 126
	養護老人ホーム	生活指導員	社 127
		生活相談員	社 128
	特別養護老人ホーム (地域密着型特別養護老人ホームを含む)	生活指導員	社 129
		生活相談員	社 130
	軽費老人ホーム ・都市型軽費老人ホーム ・軽費老人ホーム（A型、B型） ・ケアハウスを含む	生活指導員	社 131
		相談・指導を行なう職員	社 132
	老人福祉センター (特A型、A型、B型)	生活相談員	社 133
		生活指導員	社 134
	老人短期入所施設	生活相談員	社 135
		生活指導員	社 136
	老人デイサービスセンター	相談援助業務を行なっている職員	社 137
		生活相談員	社 138
	老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている相談員	社 139
		生活援助員	社 140
	有料老人ホーム	高齢者総合相談センター	社 141
		生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	社 142
	その他	高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活援助員
		サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員

3. 障害者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
身体障害者福祉法	身体障害者更生相談所	身体障害者福祉司	社 200
		心理判定員	社 201
		職能判定員	社 202
		ケース・ワーカー	社 203
	身体障害者福祉センター ・身体障害者福祉センター（A型、B型） ・在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) ・障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員	社 204
		相談援助業務を行なっている職員	社 205
	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 206
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 207
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 208
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 209
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	知的障害者更生相談所	知的障害者福祉司	社 210
		心理判定員	社 211
		職能判定員	社 212
		ケース・ワーカー	社 213
	障害者支援施設	生活支援員（注意7）	社 214
		就労支援員	社 215
		サービス管理責任者	社 216
	地域活動支援センター	指導員（注意7）	社 217
	福祉ホーム	管理人	社 218
	基幹相談支援センター	相談援助業務を行なっている職員	社 219
障害者総合支援法	一般相談支援事業所	相談支援専門員	社 220
	特定相談支援事業所	相談支援専門員	社 221
	相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	社 222
	地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	社 223
		日中一時支援事業を行なっている施設	社 224
		障害者相談支援事業を行なっている施設	社 225

(注意7)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

3. 障害者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
身体障害者更生施設	身体障害者療護施設	身体障害者更生施設 ・肢体不自由者更生施設 ・視覚障害者更生施設 ・聴覚・言語障害者更生施設 ・内部障害者更生施設	生活支援員（注意7） 社 226
		生活指導員（注意7）	社 227
		生活支援員（注意7）	社 228
		生活指導員（注意7）	社 229
	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	身体障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員（注意7） 社 230
		生活指導員（注意7）	社 231
	身体障害者福祉工場	指導員（注意7）	社 232
	精神保健福祉士	精神保健福祉士	社 233
		精神障害者生活訓練施設	精神障害者社会復帰指導員 社 234
精神障害者社会復帰施設	精神保健福社士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	精神保健福社士	社 235
		精神障害者社会復帰指導員	社 236
	精神保健福祉工場	精神保健福祉工場	社 237
		精神障害者社会復帰指導員	社 238
	精神障害者福祉ホーム	管理人	社 239
	知的障害者更生施設 (入所、通所)	生活支援員（注意7）	社 240
		生活指導員（注意7）	社 241
	知的障害者授産施設 (入所、通所、小規模通所)	生活支援員（注意7）	社 242
		生活指導員（注意7）	社 243
	知的障害者通勤寮	生活支援員（注意7）	社 244
		生活指導員（注意7）	社 245

(注意7)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

3. 障害者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
障害福祉 サービス事業	生活介護を行なう施設	生活支援員（注意7）	社 246
		サービス管理責任者	社 247
	自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)	生活支援員（注意7）	社 248
		サービス管理責任者	社 249
	就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)	生活支援員（注意7）	社 250
		就労支援員	社 251
		サービス管理責任者	社 252
	就労継続支援を行なう施設 (A型、B型)	生活支援員（注意7）	社 253
		サービス管理責任者	社 254
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	社 255
		サービス管理責任者	社 256
	自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	社 257
		サービス管理責任者	社 258
	療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	社 259
	短期入所を行なう施設 ・身体障害者短期入所事業 ・知的障害者短期入所事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	社 260
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	社 261
	共同生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	社 262
	共同生活援助を行なう施設 ・精神障害者グループホーム ・知的障害者グループホーム を含む	相談援助業務を行なっている職員	社 263
のぞみ 園法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている指導員	社 264
		相談援助業務を行なっているケースワーカー	社 265
発達障害者 支援法	発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員	社 266
		就労支援を担当する職員	社 267

(注意7)「生活支援員、生活指導員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、生活指導員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。(介護福祉士国家試験のみ受験できます。)

3. 障害者分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
障害者の雇用の促進等に関する法律	広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	社 268
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	社 269
	障害者雇用支援センター	職場適応援助者	社 270
		障害者の雇用の促進等に関する法律第28条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員	社 271
	障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者	社 272
		就業支援担当者	社 273
		主任職場定着支援担当者	社 274
		生活支援担当職員	社 275
	公共職業安定所	精神障害者雇用トータルソーター	社 276
		発達障害者雇用トータルソーター	社 277
職業安定法	知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている指導員	社 278
	聴覚障害者情報提供施設	相談援助業務を行なっている職員	社 279
	精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域体制整備コーディネーター	社 280
		地域移行推進員	社 281
		地域体制整備コーディネーター	社 282
	精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域移行推進員	社 283
		相談援助業務を行なっている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	社 284
		相談援助業務を行なっている職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	社 285
	第1号職場適応援助者助成金または 訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人	第1号職場適応援助者養成研修または 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行なっている者	社 286
		訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人	社 287

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
地域保健法	保健所	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 3 0 0
		精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 3 0 1
		精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 3 0 2
		心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)	社 3 0 3
医療法	病院・診療所	相談員 (医療ソーシャルワーカー等) 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行なっている職員 ア 患者の経済的問題の解決、調整に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的问题の解決、調整に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行なうための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動	社 3 0 4
		退院後生活環境相談員	社 3 0 5
		生活指導員	社 3 0 6
生活保護法	更生施設	生活指導員	社 3 0 7
	授産施設	指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)	社 3 0 8
	宿所提供的施設	指導員 (作業指導員、職業指導員を除く)	社 3 0 9
	被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員	社 3 1 0
	日常生活支援住居施設	生活支援員	社 3 1 1
		生活支援提供責任者	社 3 1 2
	生活困窮者自立支援法	主任相談支援員	社 3 1 3
		相談支援員	社 3 1 4
		就労支援員	社 3 1 5
		就労準備支援担当者	社 5 0 1
		家計改善支援員 (家計相談支援員を含む)	社 3 1 6
売春防止法	婦人相談所	相談指導員	社 3 1 7
		判定員 (心理・職能判定員)	社 3 1 8
		婦人相談員	社 3 1 9
	婦人保護施設	入所者を指導する職員	社 3 2 0
母子保健法	母子健康包括支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職員	社 3 2 1
	産後ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職員	社 3 2 2
寡婦父子並びに母子及び	母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行なう職員、母子相談員 (母子の相談を行なう職員)	社 3 2 3

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員 (指導監督を行なう職員)	社 3 2 4
		身体障害者福祉司 (指導監督を行なう職員)	社 3 2 5
		知的障害者福祉司 (指導監督を行なう職員)	社 3 2 6
		老人福祉指導主事 (指導監督を行なう職員)	社 3 2 7
		現業員・ケースワーカー	社 3 2 8
		家庭児童福祉主事	社 3 2 9
		家庭相談員	社 3 3 0
		面接相談員	社 3 3 1
		婦人相談員	社 3 3 2
		母子・父子自立支援員、母子相談員	社 3 3 3
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する就労支援事業に従事する就労支援員	社 3 3 4
		生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	社 3 3 5
		隣保館	社 3 3 6
		専門員	社 3 3 7
		都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	社 3 3 8
		相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)	
		福祉活動専門員	社 3 3 9
		市 (特別区を含む) 町村社会福祉協議会	社 3 4 0
		相談援助業務を行なっている職員 (主として高齢者、障害者、児童、生活困窮者その他要援護者に対するものに限る。)	

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
刑事収容施設法	刑事施設	刑務官	社 3 4 1
		法務教官	社 3 4 2
		法務技官（心理）	社 3 4 3
		福祉専門官	社 3 4 4
少年院法	少年院	法務教官	社 3 4 5
		法務技官（心理）	社 3 4 6
		福祉専門官	社 3 4 7
鑑別少年法	少年鑑別所	法務教官	社 3 4 8
		法務技官（心理）	社 3 4 9
更生保護法	地方更生保護委員会	保護観察官	社 3 5 0
		社会復帰調整官	社 3 5 1
	保護観察所	保護観察官	社 3 5 2
		社会復帰調整官	社 3 5 3
更生保護事業法	更生保護施設	補導主任	社 3 5 4
		補導員	社 3 5 5
		福祉職員	社 3 5 6
		薬物専門職員	社 3 5 7
裁判所法	家庭裁判所	家庭裁判所調査官	社 3 5 8
補償労働者災害法	労災特別介護施設	相談援助業務を行なっている指導員	社 3 5 9
医療等に関する法律	難病相談支援センター	難病相談支援員	社 3 6 0
の促進に関する法律	「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員	社 3 6 1
配偶者暴力防止法	配偶者暴力相談支援センター	婦人相談員	社 5 0 0

4. その他の分野

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
	母子家庭等就業・自立支援センター事業、一般市等就業・自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	社 3 6 2
	母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員	社 3 6 3
	就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員	社 3 6 4
	地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員	社 3 6 5
	就労支援事業を行なっている事業所（自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業）	就労支援員	社 3 6 6
その他	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり支援コーディネーター	社 3 6 7
		その他相談援助業務を行なっている職員	社 3 6 8
	地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員	社 3 6 9
	ホームレス総合相談推進業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員	社 3 7 0
	ホームレス自立支援センター	生活相談指導員	社 3 7 1
	東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	社 3 7 2
	被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員	社 3 7 3
		主任相談支援員	社 3 7 4
	自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業）家計相談支援モデル事業を行なっている事業所	相談支援員	社 3 7 5
		就労支援員	社 3 7 6
		家計相談支援員	社 3 7 7
	高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター	社 3 7 8
	地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員	社 3 7 9
	子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員	社 3 8 0

5. 廃止分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設種類	職種名	職種コード
重度身体障害者更生援護施設	生活支援員	社 4 0 0
	生活指導員	社 4 0 1
身体障害者福祉ホーム	管理人	社 4 0 2
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士	社 4 0 3
	精神障害者社会復帰指導員	社 4 0 4
経過的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設 (障害者自立支援法地域生活支援事業) (平成18年10月～19年3月)	相談援助業務を行なっている職員	社 4 0 5
精神障害者退院促進支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 4 0 6
知的障害者デイサービスセンター	指導員	社 4 0 7
	生活指導員	社 4 0 8
	相談援助業務を行なっている職員	社 4 0 9
知的障害者福祉ホーム	管理人	社 4 1 0
身体障害者相談支援事業（市町村障害者生活支援事業） ・身体障害者更生施設 ・身体障害者療護施設 ・身体障害者福祉センター ・身体障害者デイサービスセンター 等において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 1
障害児相談支援事業、知的障害者相談支援事業（療育等支援施設事業） ・知的障害児施設 ・知的障害児通園施設 ・自閉症児施設 ・盲ろうあ児施設 ・難聴幼児通園施設 ・肢体不自由児施設 ・肢体不自由児療護施設 ・肢体不自由児通園施設 ・重症心身障害児施設 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 2
障害者デイサービスを行なう施設 (障害者自立支援法障害福祉サービス事業) ・身体障害者デイサービス事業 ・知的障害者デイサービス事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 3
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 1 4
知的障害者生活支援事業 ・知的障害者通勤寮 ・知的障害者更生施設 ・知的障害者授産施設 ・障害者能力開発施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員	社 4 1 5

5. 廃止分野

※以下に掲げる事業・職種は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に従事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設種類	職種名	職種コード
高齢者住宅等安心確保事業 ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング） ・高齢者向け優良賃貸住宅 ・高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅） 等において実施する事業	生活援助員	社 4 1 6
	高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 (高齢者世話付住宅において実施する事業)	
家庭支援電話相談（子ども・家庭110番）事業 (中央児童相談所において実施する事業)	電話相談員	社 4 1 7
	ヴィエトナム難民収容施設 (日本赤十字社が設置するもの)	相談援助業務を行なっている指導員
子ども家庭相談事業 ・児童センター ・市に設置された児童館 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 1 9
	乳幼児健全育成相談事業 ・保育所 ・乳児院 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員
すこやかテレホン事業 (青少年相談センターにおいて実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員	社 4 2 1
	知的障害者専門相談（法的助言・相談）事業 (都道府県・指定都市等において実施する事業)	相談援助業務を行なっている相談員
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員	社 4 2 3

2026年6月入学生対応

精神保健福祉士相談援助業務について

相談援助業務一覧

精神保健福祉士における相談援助業務の実務経験とは、厚生労働省が指定する施設・事業所において精神保健福祉に関する相談援助の業務に従事した経験を指します。実務経験は指定の「施設種類」、「職種」に当てはまる内容であることが必要であり、該当しない内容は実務経験として申請することはできません。

※「相談援助業務に該当になるかどうか」「指定施設・職種に該当になるかどうか」については、実務を証明される証明権をお持ちの方にご確認ください。

※実務経験証明書の書式については、「2026年6月11日入学生用募集要項」の31ページ、もしくは本校ホームページからダウンロードしてください。

■実務経験証明書データ

QRコード



■実務経験検索フォーム

QRコード



相談援助の業務について

精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行なっていること

1. 次の（1）から（5）に該当する業務に、年間を通じた業務時間の概ね5割以上従事することが要件となります。

（1）精神障害者の相談

精神障害者の精神疾患の状態にも配慮しつつ、その円滑な社会復帰に資する各種の情報提供

（2）精神障害者に対する助言、指導

精神障害者に対して、その精神疾患の状態にも配慮しつつ、その退院後の住居や再就労の場の選択等について、積極的な提案、誘導

（3）精神障害者に対する日常生活への適応のための必要な訓練

社会復帰の途上にある精神障害者に対し、時間を決めて洗面させる、清掃、洗濯等の習慣をつけさせる、公共交通機関の利用に慣れさせる等の生活技能を身につけるための訓練

（4）精神障害者に対するその他の援助

精神障害者自身がすることに困難が伴う手続きを代行し、社会復帰を目指す精神障害者を受け入れる側の家族、学校、会社等に精神障害に関する理解を求めるなど、個々の精神障害者のニーズに応じた多様な支援

（5）援助を行なうための関係者との連絡、調整等

- ・ケースカンファレンス等の会議への出席
- ・ケース記録等の関係書類の整理
- ・職員間の申し送り、連絡、調整
- ・関係機関との連絡、調整

2. 病棟における食事の介助や入浴の介助等の業務は、実務経験としては認められません。

3. 児童が利用者である施設においては、精神障害がある障害児に対する相談援助業務だけでなく、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務も実務経験の対象となります。

ただし、乳児院においては、保護者が精神障害者の場合、精神障害者である保護者に対する相談援助業務が実務経験の対象となります。

乳児に対する相談援助業務は、実務経験の対象とはなりません。

1. 医療・行政関係施設

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
医療法	病院・診療所 (精神病床を有するもの又は精神科もしくは心療内科の広告をしているものに限る)	精神科ソーシャルワーカー	精 600
		医療ソーシャルワーカー	精 601
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神科病院	精神科ソーシャルワーカー	精 602
		医療ソーシャルワーカー	精 603
精神保健法	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員	精 604
		社会福祉士	精 605
地域保健法	保健所	精神科ソーシャルワーカー	精 606
		心理判定員	精 607
市町村保健センター		精神保健福祉相談員	精 608
		社会福祉士	精 609
地方自治体	市役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 区役所の精神障害者に対してサービスを提供する部署 町村役場の精神障害者に対してサービスを提供する部署	精神科ソーシャルワーカー	精 610
		心理判定員	精 611
設置法	保護観察所	精神保健福祉相談員	精 612
		社会福祉士	精 613
更生保護事業法	更生保護施設	精神科ソーシャルワーカー	精 614
		心理判定員	精 615
省		精神保健福祉相談員	精 616
		社会福祉士	精 617
法		精神科ソーシャルワーカー	精 618
		心理判定員	精 619
省	社会復帰調整官 保護観察官	社会復帰調整官	精 620
		保護観察官	精 621
法		補導に当たる職員	精 622
		福祉職員	精 623
省	更生保護施設	薬物専門職員	精 624
		訪問支援職員	精 650

2. 障害者関係施設

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	生活介護を行なう施設	生活支援員	精 700
		サービス管理責任者	精 701
	自立訓練を行なう施設	生活支援員	精 702
		サービス管理責任者	精 703
	就労移行支援を行なう施設	生活支援員	精 704
		就労支援員	精 705
		サービス管理責任者	精 706
		職業指導員	精 750
	就労継続支援を行なう施設	生活支援員	精 707
		サービス管理責任者	精 708
		職業指導員	精 751
	就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員	精 709
		サービス管理責任者	精 710
		相談援助業務に従事する職員	精 711
	自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員	精 712
		サービス管理責任者	精 713
		相談援助業務に従事する職員	精 714
	短期入所を行なう施設	相談援助業務に従事する職員	精 715
	重度障害者等包括支援を行なう施設	相談援助業務に従事する職員	精 716
	共同生活援助を行なう施設 (共同生活介護であった期間を含む)	相談援助業務に従事する職員	精 717

2. 障害者関係施設

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)	地域生活支援事業	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員 精 718
		障害者相談支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員 精 719
		障害児等療育支援事業を行なっている施設	相談援助業務に従事する職員 精 720
	一般相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員	精 721
		特定相談支援事業を行なう施設 (相談支援事業を行なう施設であった期間を含む)	相談支援専門員
		生活支援員	精 723
	障害者支援施設	就労支援員	精 724
		サービス管理責任者	精 725
		指導員	精 726
	福祉ホーム	管理人	精 727
		相談援助業務に従事する職員	精 728
		広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 精 729
	地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー	精 730
		職場適応援助者	精 731
		主任就業支援担当者	精 732
	障害者就業・生活支援センター	就業支援担当者	精 733
		生活支援担当職員	精 734
		主任職場定着支援担当者	精 752
	発達障害者支援法	相談支援を担当する職員	精 735
		就労支援を担当する職員	精 736

3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
介護保険法	地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員 (介護保険法第115条の45第2項第4号から第5号までに掲げる事業を除く)	精 8 0 0
生活保護法	救護施設	生活指導員	精 8 0 1
	更生施設	生活指導員	精 8 0 2
	被保護者就労支援事業を行なう事業所	就労支援員	精 8 0 3
		就労支援員	精 8 0 4
	被保護者就労準備支援事業を行なう事業所	被保護者就労準備支援担当者	精 8 0 5
		相談支援に従事する者	精 8 0 6
		就労支援員	精 8 0 7
	被保護者家計改善支援事業を行なう事業所	被保護者就労準備支援担当者	精 8 0 8
		相談支援に従事する者	精 8 0 9
	就労支援事業を行なう事業所 (自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に規定する事業)	就労支援員	精 8 1 0
知的障害者福祉法	日常生活支援住居施設	生活支援員	精 9 2 0
		生活支援提供責任者	精 9 2 1
		知的障害者福祉司	精 8 1 1
	知的障害者更生相談所	心理判定員	精 8 1 2
		職能判定員	精 8 1 3
売春防止法		ケース・ワーカー	精 8 1 4
		相談指導員	精 8 1 5
	婦人相談所	判定員	精 8 1 6
		婦人相談員	精 8 1 7
職業安定法	婦人保護施設	入所者を指導する職員	精 8 1 8
		精神障害者雇用トータルソーター	精 8 1 9
	公共職業安定所	発達障害者雇用トータルソーター	精 8 2 0
刑事収容施設法		雇用トータルソーター（大学等支援分）	精 9 5 0
	刑事施設	刑務官	精 8 2 1
		法務教官	精 8 2 2
		法務技官（心理）	精 8 2 3
		福祉専門官	精 8 2 4
少年院法	少年院	法務教官	精 8 2 5
		法務技官（心理）	精 8 2 6
		福祉専門官	精 8 2 7
鑑別少年法	少年鑑別所	法務教官	精 8 2 8
		法務技官（心理）	精 8 2 9

3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
児童福祉法	障害児通所支援事業を行なう施設 (医療型児童発達支援を除く) (児童デイサービスであった期間を含む)	児童発達支援	相談援助業務に従事する職員 精 8 3 0
		放課後等デイサービス	相談援助業務に従事する職員 精 8 3 1
		居宅訪問型児童発達支援	相談援助業務に従事する職員 精 8 3 2
		保育所等訪問支援	相談援助業務に従事する職員 精 8 3 3
	乳児院	児童指導員	精 8 3 4
		保育士	精 8 3 5
		家庭支援専門相談員	精 8 3 6
	児童養護施設	児童指導員	精 8 3 7
		保育士	精 8 3 8
		家庭支援専門相談員	精 8 3 9
児童相談所	福祉型障害児入所施設 (知的障害児施設・知的障害児通園施設であった期間を含む)	職業指導員	精 8 4 0
		児童指導員	精 8 4 1
		保育士	精 8 4 2
		児童発達支援管理責任者	精 8 4 3
		職業指導員	精 8 4 4
		心理指導担当職員	精 8 4 5
		児童指導員	精 8 4 6
	児童心理治療施設 (旧：情緒障害児短期治療施設)	保育士	精 8 4 7
		家庭支援専門相談員	精 8 4 8
		児童福祉司	精 8 4 9
母子生活支援施設	受付相談員	受付相談員	精 8 5 0
		相談員	精 8 5 1
		電話相談員	精 8 5 2
		児童心理司	精 8 5 3
		児童指導員	精 8 5 4
児童自立支援施設	保育士	保育士	精 8 5 5
		母子支援員	精 8 5 6
		少年を指導する職員	精 8 5 7
	障害児相談支援事業を行なう施設	相談支援専門員	精 8 5 8
		児童自立支援専門員	精 8 5 9
児童家庭支援センター	児童生活支援員	児童生活支援員	精 8 6 0
		職業指導員	精 8 6 1
		「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」 第88条の3第1項に規定する職員	精 8 6 2
		児童自立生活援助事業を行なう施設	相談援助業務を行なう指導員 精 8 6 3

3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
社会福祉法	福祉事務所	査察指導員	精 8 6 4
		身体障害者福祉司	精 8 6 5
		知的障害者福祉司	精 8 6 6
		老人福祉指導主事	精 8 6 7
		現業員	精 8 6 8
		家庭児童福祉主事	精 8 6 9
		家庭相談員	精 8 7 0
		面接員に相当する職員	精 8 7 1
		婦人相談員	精 8 7 2
		母子・父子自立支援員	精 8 7 3
		母子・父子自立支援プログラム策定員	精 8 7 4
		就業支援専門員	精 8 7 5
		「セーフティネット支援対策等事業の実施について」 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領に 規定する就労支援事業に従事する就労支援員	精 8 7 6
		生活保護法第55条の7第1項に規定する 被保護者就労支援事業に従事する就労支援員	精 8 7 7
	都道府県社会福祉協議会 日常生活自立支援事業	専門員	精 8 7 8
市町村社会福祉協議会		福祉活動専門員	精 8 7 9
		相談援助業務 (主として身体障害者、知的障害者、 精神障害者に対するものに限る) に従事する職員	精 8 8 0
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なう施設		地域体制整備コーディネーター	精 8 8 1
		地域移行推進員	精 8 8 2
アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業を行なう施設		相談援助業務に従事する職員 (医師、保健師、看護師、作業療法士、 その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く)	精 8 8 3
スクールソーシャルワーカー活用事業を行なう施設		スクールソーシャルワーカー	精 8 8 4
母子家庭等就業・自立支援センター事業		相談員	精 8 8 5
一般市等就業・自立支援事業を行なう施設		相談員	精 8 8 6
第1号職場適応援助者助成金または 訪問型職場適応援助者助成金受給資格認定法人		第1号職場適応援助者養成研修または 訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員 であって、職場適応援助を行なっている者	精 8 8 7
訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人		訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、 職場適応援助を行なっている者	精 8 8 8
ひきこもり地域支援センター		ひきこもり支援コーディネーター	精 8 8 9
地域生活定着支援センター		相談援助業務に従事する職員	精 8 9 0

3. その他

根拠法	施設種類	職種名	職種コード
生活窮者自立支援法	生活困窮者自立相談支援事業を行なう自立相談支援機関	ホームレス自立支援事業を行なう施設	精 8 9 1
		地域若者サポートステーション	精 8 9 2
		高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	精 8 9 3
		主任相談支援員	精 8 9 4
		相談支援員	精 8 9 5
		就労支援員	精 8 9 6
		家計改善支援員	精 8 9 7
		就労準備支援担当者	精 8 9 8
		主任相談支援員	精 8 9 9
		相談支援員	精 9 0 0
		就労支援員	精 9 0 1
		家計改善支援員	精 9 0 2
		就労準備支援担当者	精 9 0 3
		主任相談支援員	精 9 0 4
		相談支援員	精 9 0 5
生活困窮者就労準備支援事業を行なう事業所		就労支援員	精 9 0 6
		家計改善支援員	精 9 0 7
		就労準備支援担当者	精 9 0 8
生活困窮者家計改善支援事業を行なう事業所			

4. 改正前の法律

施設種類	職種名	職種コード
児童デイサービス	相談援助業務に従事する職員	精 909
知的障害者援護施設	生活支援員	精 910
精神障害者社会復帰施設	精神障害者社会復帰指導員	精 911
	管理人	精 912
精神障害者地域生活援助事業を行なう施設	世話人	精 913

